

田辺観光協会ホームページバナー広告募集要項

田辺観光協会では、ホームページのリニューアルにあたり、下記のとおりバナー広告掲載を募集します。店舗や事業所、商品の PR にぜひご活用ください。

1. 媒体概要

媒体名：田辺観光協会ホームページ <http://www.tanabe-kanko.jp/>

規格：縦 60 ピクセル、横 234 ピクセル JPEG・PNG（アニメーション不可）

※データサイズによっては圧縮をさせていただく場合がございます。

2. 募集枠

トップページ下部 バナー16 枠（予定）

※位置は指定できません。また、応募多数の場合は先着順とさせていただきます。

3. 募集対象

田辺観光協会会員を優先とします。会員のほか市内の宿泊施設、飲食店、観光関連事業者等に加え、田辺市の地域振興に関係のある団体、企業等を対象とします。

4. 掲載期間

原則として1年単位、基本期間は4月1日から3月31日とします。

5. 広告掲載料

当協会会員：1 枠 1 年 30,000 円（税込）

当協会非会員：1 枠 1 年 60,000 円（税込）

※掲載期間内の掲載取り消しは可能ですが、広告掲載料の返金はいたしかねます。

6. 掲載基準

広告の画像及びリンク先のページの内容が以下のような場合は掲載できません。

- (1) 法令等に違反するもの又は接触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (5) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (8) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) 田辺観光協会のホームページの調和を著しく損なうと認められるもの

- (10) 田辺観光協会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (11) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告として適切でないと田辺観光協会が認めるもの

7. 掲載手順

- (1) 掲載基準に従い、審査をします。
- (2) 掲載決定後、当協会から連絡をさせていただきます。
- (3) 請求書を発行します。
- (4) データの受け渡しを行います。
- (5) 入金確認後、掲載します。
- (6) 領収書を発行します。

※広告掲載期間中であっても基準等に反するに至った場合は、掲載を取り消す場合があります。

その他、広告掲載料が期限内に支払われない場合は、掲載を取り消す場合があります。

8. 申込方法

別紙の申込書を当協会までメール、FAX、郵送、ご持参いずれかの方法で以下提出先までご提出ください。

バナー用画像データは、メールにてご提出ください。

なお、提出の際、件名に『田辺観光協会 バナー広告掲載申込』と記載してください。

※バナー用画像データについては、広告掲載希望者でご準備ください。

9. 申込期限

令和3年3月31日（水）まで

10. 提出先

〒646-0033 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

田辺観光協会事務局（田辺市役所観光振興課内）

FAX：0739-22-9903 メール：kankou@city.tanabe.lg.jp

TEL：0739-26-9929